

# PVC六樹会パソコンサロン会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「PVC六樹会パソコンサロン」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、事務局長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 パソコンに興味を持つ会員が、相互の連帯と協調性を持ちパソコンのスキル向上を図り、お互いの習熟度の連携により、パソコン普及のためにボランティアサークルとして活動を行う。  
この活動を通して、高齢者同士の交友範囲を広げ、生き甲斐と活力をもって暮らせる長寿社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に上げる事業を行う。

- 1、地域との連携によるパソコン普及活動。
- 2、パソコンの教養を高め、日常生活を豊かにする為の活動。(学習講座、見学研修会等)
- 3、会員相互の親睦を深めるための行事。(親睦会、小旅行等)
- 4、(財)健やか奈良支援財団が実施する事業への参加協力。
- 5、その他第3条の目的を達成する為に必要な活動。

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は第3条の目的意識を有し、賛同する個人で構成する。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めず、別に定める入会申込書により申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- 1、退会届を提出された時。
- 2、第3条の目的に反した時。
- 3、正当な理由なく、会費を滞納した時。

## 第4章 役員等

(種別)

第9条 本会に次の役員を置く

- |      |                               |
|------|-------------------------------|
| 代表   | 1名 (本会を代表して業務を遂行する。)          |
| 事務局長 | 1名 (代表を補佐し、会の円滑な運営を行う。)       |
| 書記   | 1名 (事務局長を補佐し活動の記録事務、文書の作成を行う) |
| 会計   | 1名 (会の経理を行う。)                 |
| 会計監査 | 2名 (会計事務を監査並びに監査報告を行う。)       |
| 運営委員 | 若干名 (会の運営に協力する。)              |

(選任)

第10条 役員は総会において会員で互選し、会員の承認を得て選出する。  
ただし、運営委員は、運営委員会において選任・解任する。

(任期)

第11条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

## 第5章 総会

(種類)

第12条 総会は代表が招集し、議長は出席者の中から選出する。

- 1、通常総会は、毎年1回開催する。
- 2、臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合開催する。

(開催)

第13条 総会は会員総数の1/3の出席がなければ開催できない。

(権能)

第14条 総会は以下の事項について議決する。

- 1、会則の変更
- 2、合併及び解散
- 3、事業計画及び収支予算並びにその変更
- 4、事業報告及び収支決算
- 5、役員の選任または解任
- 6、会費の額
- 7、その他運営に関する事項

(議決)

第15条 議決は出席メンバーの過半数以上の賛成で決定する。賛否同数の場合は議長が決する。

## 第7章 運営委員会

(構成)

第16条 運営委員会は代表、事務局長、書記、会計と、運営委員会で議決し代表が委譲した運営委員をもって構成し、総会につぐ議決機関である。

(開催)

第17条 運営委員会は、必要に応じ代表が召集し、代表が議長を務める。

(権能)

第18条 運営委員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1、総会に付議すべき事項
- 2、総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3、運営委員の選任、解任に関する事項
- 4、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議決)

第19条 運営委員会は、構成メンバーの2/3以上の出席をもって成立し、議決は出席メンバーの過半数以上の賛成で決定する。賛否同数の場合は議長が決する。

## 第8章 経理

(会費等)

第20条 本会の経理は、次に掲げるものをもって、これにあてる。

- 1、会の運営費は、入会金、年会費、その他の収入を持って、これにあてる。
- 2、行事に伴う費用は、その都度参加者の負担とする。
- 3、いかなる場合においても、入会金等については、一切返還しない。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則 この会則は平成22年2月17日から実施する。